

**食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第8回家きん疾病小委員会 議事録**

日 時：平成16年7月16日

場 所：農林水産省消費・安全局第4・5会議室

開 会

○栗本衛生管理課長

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

きょうは、お暑い中御出席いただきましてありがとうございます。

消費・安全局長あいさつ

○栗本衛生管理課長

初めに、開会に当たりまして中川消費・安全局長からごあいさつを申し上げます。

○中川消費・安全局長

一言、簡単にごあいさつを申し上げます。

お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。この家きん疾病小委員会は本当に回数を重ねていただいております。きょうは第8回目でございます。前回は6月9日でありましたけれども、その後、6月30日には、本小委員会の委員でもいらっしゃる寺門委員が座長していただいております感染経路の究明チームの方で報告書のおとりまとめをいただきまして、きょうはその報告もいただきたいと思っておりますけれども、この中では感染経路についての一定の見解が示されるだけではなくて、そういったことも踏まえまして、今後、鳥インフルエンザの対策としてとるべき点、いろいろと大変貴重な御意見もいただいております。こういったものをよく踏まえまして、私どもの確な防疫対応、発生予防に努めてまいりたいと思っております。

東アジアあるいは東南アジア等で、一時この鳥インフルエンザの発生が下火になっておりましたけれども、最近では中国、タイ、ベトナムでまた再発の報道がなされております。私どもとしましては常に情報収集に努めながら、我が国への侵入防止という点で努力していかなければいけないと改めて気を引き締める思いでいるところでございます。

本日は、この感染経路究明チームの報告書の問題、それから、従来、防疫マニュアルという形でいろいろと御助言もいただいておりますけれども、これを家伝法に基づく特定家畜伝染病の防疫指針ということで、いわば格上げして、より完璧なものをつくるための御議論もいただきたいと思っております。

それから、鳥インフルエンザに関するワクチンにつきまして、これは前回も御議論いただきましたけれども、その後関係の業界の方々、あるいは都道府県、獣医師の先生方などの御意見も伺ってきております。そういったことも含めてきょうは御報告申し上げますので、この場でまた議論を尽くしていただきたいと思っております。引き続きよろしく御指導いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○栗本衛生管理課長

それでは、議事運営を喜田委員長、よろしくお願いいたします。

○喜田小委員長

本日の委員会におきましては、1番は「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームの報告書の概要について」、2番目は「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）について」、3番目は「ワクチンの使用方針について」を主に議論していただくこととします。そして、その他として「家きん・家きん肉等の輸入条件の見直しについて」、それから「家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求について」提案をいただきまして、3番目に、カナダ及びオランダにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対応、特に鶏の殺処分方法及び死体の処理方法について御紹介いただくこととなっております。

それではまず、委員の出欠状況についてと配付資料の確認をお願いいたします。

○栗本衛生管理課長

本日は、8名の委員のうち藤田委員を除く7名の先生に御出席いただいております。藤田委員からは事前に御欠席である旨の御連絡をいただいております。

配付資料につきましては、1冊にまとめてあります第8回家きん疾病小委員会という資料、これの中に資料の1から資料8-2までつづらせていただいております。そのほかに委員の先生のお手元には、プレスリリースの関係と、もう一つワクチンの使用についての細かい資料をお配りしております。

よろしいでしょうか。

○喜田小委員長

ただいま事務局から配付資料の確認がございましたが、本日の委員会はできれば15時30分、16時前には必ず終了したいと考えておりますので、御了承願います。

高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書について

○喜田小委員長

これから議事に入ります。

まず、1の「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームの報告書について」でございますが、事務局から報告があるとのことですので説明をお願いします。

○衛生管理課

生産安全班の杉崎でございます。それでは、報告書について説明をいたします。

まず、資料3でございます。「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームの報告書の概要について」という資料でございます。もう一つ、1冊に閉じたものが入っていると思いますが、これが6月30日に出ささせていただきました最終報告書の全文でございます。70ページにわたる資料です。

この概要が資料3です。まず経緯です。簡単に説明しますと、3月29日に専門家の先生方からなる「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を設置しまして、5月、6月にそれぞれ検討会を開催して、とりまとめを行った次第です。

検討委員は、きょうお見えになっている寺門委員に座長になっていただいて、ウイルスの専門家として鳥取大学の伊藤先生と、動物衛生研究所の塚本先生、野鳥の専門家として金井先生と米田先生、あと現地の方からそれぞれの発生府県の担当が3名、それと疫学の専門として動物衛生研究所の筒井委員、こういったメンバーでつくりました。

報告書の構成ですが、第1章が発生の概要、4ページに参りまして、第2章でそれぞれの府県が調べた疫学調査の状況、第3章にウイルスの性状、第4章、5章で野鳥におけるウイルスの保有状況とか野鳥に関する調査、最後に、総合的考察という形になっております。ここに総合的考察の部分を抜粋して若干簡略にしたものが、「報告書における総合的考察の概要」という部分でございます。

ざっと説明しますと、まず感染経路についてですが、発生農場の飼養形態は、この最後の行で、その規模、飼養方法が、3府県4カ所で発生があったわけですが、飼養方法が大きく異なっておって、相互に関連性が認められないということです。

発生地域の特徴としては、3行目からですが、発生地はそれぞれ山間部にあつて、特に山口の発生農場や京都の発生農場は集落から離れた最も奥まったところに位置して、近隣に水きん類が生息する池や水辺が存在しています。一方、大分については、発生は民家でございます。趣味で飼っているチャボに感染があつて、同居したアヒル共々殺処分という形になったわけです。そこは山間部の集落の中にあるけれども、山が迫ったところにあるというところで共通するけれども、周辺の環境は異なっていたということです。

分離されたウイルスとの特徴については、次の5ページに行きますと、山口、大分、京都の発生場所で分離されたウイルスの遺伝子を解析した結果、これらの株は相互に相同性が非常に高いけれども、塩基配列に若干違いがあり、同一起源ではあるが、比較的近い時期に分化した異なるウイルス株であるということを示していました。したがって、これらの発生は、それぞれ別の感染源による独立した発生であった可能性がウイルスの解析では言えるということです。

また、京都における4例目の発生農場で分離されたウイルス株は、3例目の農場と同じであったので、4例目は3例目から明らかに感染した、横に感染したのではないかとということでございます。いずれの株も韓国で分離されたウイルス株と高い相同性が認められております。

分離されたウイルスの病原性について、これは動物衛生研究所と北海道大学の仕事でございますけれども、鶏に対しては非常に強い病原性を示して、全身で高い増殖性を示し、特徴的な臨床症状を示さずに突然死する鶏もあつたということです。

カラスへの感染試験もやられております。これは京都等で死亡したカラスからウイルスが分離されたことを踏まえ、カラスにどれだけの感染性があるかを調べる目的で、動物衛生研究所においてやられている実験です。4羽に実験で接種したんですけれども、元気で、抗体は検出されたので感染は成立したものと考えられますけれども、死ななかつたということです。カラスは本ウイルスに対する感受性はそれほど高くなく、感染しても耐過するものが多い可能性があるということがこれで分かっております。

カモの感染試験では、全身臓器からウイルスが回収されましたが、発症・死亡することなく耐過して、本ウイルスのキャリアとなり、感染源となる可能性があるということが示唆されております。

また、セキセイインコ、ムクドリでも感染が成立し、特にセキセイインコでは致死性が高いと考えられております。スズメにも感染試験をやりましたけれども、これでも脳や呼吸器から高濃度のウイルスが回収され、高い死亡率が確認されております。

哺乳類では、マウスの感染試験で8割近くが死亡しております。ただ、糞からは検出されておられませんので、マウスの実験を見る限りは、ネズミから糞を介した伝播というのは起こりにくいのかなということがここで言われております。また、ミニ豚では感染が成立しなかつたということです。

ウイルスの伝播力でございますが、下から2行目です。今回発生したウイルスの特徴として、人や物の動きによって急速に農場間で伝播していくものではなく、一定量のウ

イルスに鶏が曝露されなければ新たな農場への伝播は起こりにくい、病原性は強いけれども、伝播力がさほど強くない面もあったということがここで言われております。

次に6ページに参ります。低病原性ウイルス株が高病原性に変異した可能性は、①、②、③、④の事象があって、国内で低病原性の鳥インフルエンザウイルスが高病原性に変異したとは、今回の発生、感染の株についてはそういったものではないだろうということ結論づけております。

海外からの侵入の可能性と感染経路です。発生農家の疫学関連調査で韓国等の鳥インフルエンザ発生国と直接関係する人や物の出入りが確認されておりません。こういった発生地域の疫学的な調査を見る限り、海外から人や物を介して農場に持ち込まれたウイルスがそれぞれ3カ所あるわけですが、それがそういった海外からの物、人で運ばれたということは言いづらいということです。

一方で、海外の発生地域である、朝鮮半島の方から水きん類を始めとした渡り鳥が飛来することが言われております。カモ類はこのウイルスに対する抵抗性が強くて、ウイルスを糞中に排出するキャリアとなることが知られております。ウイルスは冬場ではかなりの間生存すると言われておりまして、そういったことを考えれば、やはりこういった渡り鳥が運んできたのかなということが考えられるということでございます。

山口、大分、京都はいずれも水きん類が飛来する河川や池などが近くで確認されておりまして、以上を考慮すると、朝鮮半島の方から渡り鳥によってウイルスが持ち込まれた可能性があるのではないかという結論づけをしております。

農場への侵入はどうなっているのかといいますと、一般にカモなどの水きん類というのは、直接鶏舎に入ってくることは考えられない、考えづらい、警戒心が強いので、直接鶏舎に飛んで来ることはまずないと言われております。ですから、どこかでカモからほかの鶏舎内に入り得る動物に感染が成立して、それがその鶏舎に運んだのではないかということから、その経路はどうかということでございますが、カモ類では腸管でウイルスが増殖し、その排泄物に大量のウイルスが含まれていることが知られていることから、そのカモなどの渡り鳥の糞が感染源となり、付近に生息する留鳥、ネズミ等の動物などの媒介で、鶏舎にウイルスが持ち込まれた可能性が考えられる。

アに入りまして、その留鳥は何かというと、7ページに行きます。糞中のウイルスに汚染された水を介して留鳥が感染した場合、鶏舎内に侵入して、鶏の感染を引き起こすことは考えられます。

山口の鶏舎では、カラス、ハト、ネズミ、セキレイ、京都ではスズメ、そういったのが鶏舎内で確認されております。こういった留鳥が運んだという可能性は否定できない。

車両、人、物ですが、調査の結果では、車両や人や物が野鳥の生息場所からウイルスを農場へ運んだという可能性は低いというふうに考えております。

もう一つ、飲料水とか飼料が介在したのではないかという考え方ですが、京都の初発農場では、8号舎と9号舎で、カモが飛んできていたかもしれないという池ですね、カモの飛来が確認された池の水を直接飲ませていたという事実が確認されておりますが、初発が8号鶏舎で起こっておりますが、同じ水を飲んだ9号鶏舎ではそれと一緒に起こらずに5～6日遅れているということから、この池の水が直接感染源になったとは考えにくい。

大分でも水が関連があるのではないかという事実があって、大分では鶏が入っていた小屋が3つあったわけですがけれども、前日の夕方に池の水を与えたところからのみ発生が認められていて、その池の水というのは常時流れている水なので、しかも、飲ませた後20時間未満で鶏が死ぬようなウイルス量が、そういった流水中に混入したということが言えるのかな、考えづらいのではないかとということでございます。しかしながら、ほ

かの小屋で水を飲んでいない鶏は発症しなかったということを考えると、その水に偶然に何かそういった糞が混入していた可能性も完全には否定できない、そういった観点から、水の可能性は完全に否定できないということを結論づけております。

一方で、餌は大丈夫だろうということです。

あとネズミとか昆虫の媒介、これも山口、京都の農場ではともにネズミが活動していた形跡が確認されております。また、ハエとかの昆虫が当然鶏舎内にいるわけございまして、これが運ぶ可能性、ウイルスを媒介する可能性は否定できませんので、ネズミやハエによっても媒介された可能性は否定できないということです。

次に、農場間の伝播です。これは3例目と4例目の間です。京都で発生があつて、近隣の4キロ離れたもう1軒の農家に感染が成立しているわけですがけれども、ここではウイルスの遺伝子がほぼ100%一致しておりまして、この農場間の伝播であつただろうということです。

京都の2農場を結ぶ人や物の移動は確認されてはいないんですけれども、初発農場で死亡が増加してから通報までの10日間にウイルスの拡散を防止する措置がとられていないまま、何も知らない間に車両が何回も行き来しているわけですから、そういった暴露のリスクは当然あつただろうということです。

初発農場での死亡鶏は外界の野生動物やカラス等の野鳥が接触できる場所に放置されておりましたので、4キロ先の農家へこれらの野生生物が運んだ可能性は考えられます。また、移動規制が行われる前に既に報道機関、マスコミが発生農場に入り込んでいたそうなので、やはり無防備な形でそういう方々が入っていましたので、そういった人が運んだ可能性は否定できません。

最後、なおの部分ですがけれども、鶏舎への直接の侵入経路を特定することは困難ですがけれども、スズメとか、ネズミとかそういったものが鶏舎にウイルスを周辺から運んできたのではないかと考えております。

次に9ページの方に参りまして、今ある程度推察できた感染原因と経路について、その後の発生予防、それを今度は発生予防にどうやってつなげていくかという提言部分でございます。

(1)で疫学調査です。こういった病気が発生した場合に、最初に火消しが始まって、終わってから、やれ原因究明だというのでは遅いので、そういった意味から、まず①ですけれども、平時から伝染病の発生を想定し、発生の際には疫学調査チームを立ち上げ、できるだけ早い時期から情報の収集、必要な科学的データ作成のための材料採取等の疫学調査を開始するべきである。

疫学調査チームは、獣医学の専門家のみならず、野生鳥類、野生動物、昆虫の専門家で構成するべきである。

疫学調査チームは、現地の家畜保健衛生所と連携をとりながら現場に入り込み、疫学調査に係る指示等を行うとともに、その後のまん延防止のためのアドバイザー的役割も果たす必要があるという疫学調査にかかる提言がなされております。

国際間での連携協力については、次に飛んで10ページになりますけれども、本病は国境なき伝染病でありますので、日本だけでの問題解決が難しいこともあります。アジア諸国はもとより、世界各国との情報交換、技術協力等を通じて各国での発生を防止できれば、結果的には日本での発生防止にもつながります。こういったことから、本病の防疫に関しては国内はもとより、国際間での連携協力が不可欠です。

研究推進でございます。むろん研究が大事なことは言うまでもないんですけれども、特に3つ目のパラになります。有効なワクチン開発への要望が現在、生産者の間から強いわけ。現在、世界に存在する不活化ワクチンというのは、感染を受けた鶏の病勢の悪化を防ぎ、腸管からのウイルス排泄量を低減させるとは言われておりますが、野

生でのウイルス感染そのものは、不活化ワクチンの定めといいますか、限界がある。そのため、国の防疫方針としては摘発・とう汰が原則とされておりまして、こういったことを突破するような新しいワクチンを目指したワクチン開発の成果を期待したいということが書いてあります。

今後の予防策でございます。伝染病の予防の原則は、病原体、感受性動物、感染経路の3つの要因のいずれか一つ、あるいは複数の要因を遮断することにあります。

予防策としては、国境を飛び越えて侵入する伝染病であることから、世界各国等の情報交換を密にするとともに、中国、韓国、ベトナム、タイ等東南アジア諸国との共同研究、技術協力等を通じて、各国との本病の発生防止に貢献する必要があります。

養鶏場での野鳥対策を強化する必要があります。

それから、発生国からの鳥類の輸入の禁止は不可欠であります。

4つ目です。野生動物に注意を払う必要があります。

5つ目は、ちゃんとした水を与えましょう。

6つ目ですが、養鶏場の出入口には消毒槽をきちんと整備して、部外者の農場内の侵入を厳しく制限しましょう。

7番目で、従業員に対して教育の徹底、あるいは従業員の衛生的な仕事の適正化、作業記録の徹底といった従業員教育も大事です。

8番が、1例目と3例目の場合は、夜間が無人化されて、施錠もされていないということで、防犯対策には十分な注意が必要です。

最後に9番目、モニタリングの重要性を書いてございます。

大体、以上こういったことで6月30日にとりまとめをしていただきました。きょう座長の寺門委員がお見えになっておりますので、何か補足がございましたらお願いいたします。

○寺門委員

こんなことで6月30日に、やっと感染経路についての報告書を提出することができました。大変時間的にも短い時間、このチームの委員の先生方には大変御苦勞をかけ、また御努力していただきました。その間に一応現場なども全部委員としては見せていただきまして、そういうものも背景にしてこの報告書をまとめたわけでございます。

これをまとめるに当たりましては、きょう御出席の専門の委員の先生方にも一応目を通していただきまして、また貴重なアドバイスなどもいただいて、それもこの中に盛り込ませていただいております。

完全にこれだという特定はできなかったわけでございますが、かなり絞り込みができたのではないかと考えております。そういうものをもとにして、今後の対策もある程度提言できたのではないかと考えております。その間の皆さんの御協力にこの場をおかりして御礼申し上げます。ありがとうございました。

○喜田小委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局と寺門委員から説明がありました高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書について、何が御質問がありますでしょうか。どうぞ。

○岡部委員

これは国際的には何か発表しているんですか。海外に向けての。

○衛生管理課

今度、英訳して関係各国の家畜衛生当局に配布しようと思います。

○喜田小委員長

ほかにありませんか。よろしいですか。

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）について

○喜田小委員長

それでは、議事の2「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）について」の検討に移ります。来週開催が予定されております、第2回家畜衛生部会に諮る予定でございます。まず、指針（案）について事務局から説明をお願いします。

○衛生管理課

引き続き、指針（案）について説明いたします。前回お示しした案に御意見をいただいて、直した部分を中心に御説明してまいりたいと思います。

13ページ、目次の部分、予防注射で、そもそもこのワクチンは予防効果がないので、「予防注射」という名前自体が適正を欠くのではないかということで、「ワクチン」という名前に変えました。

あとは若干の修正があって、15ページに行きますと、異常家きんの通報の部分で、これは今説明しました感染経路究明チームの報告書の中で、発生予防とかまん延防止の対策として今後の予防対策が提言されております。これを参考に、特に発生予防に対して留意すべき事項というところを、先ほどの最後の提言部分に書きかえた形になっておりまして、この下線の部分が今回修正を加えた部分です。

「県は」というところ、家畜防疫員は、獣医師等と連携し、家きんの所有者に対し、本病の発生の予防に関する知識及び必要な技術の普及・啓発に努めるとともに、的確な発生の予防措置が講じられるよう、法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準を今並行してつくっているわけですけれども、特に、こういった先ほど出てまいりましたところを引用して書きかえております。それが15ページ部分の修正です。

17ページに飛んで、万が一、発生が周囲に拡大し、方法のみではまん延防止がというところを、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が連続発生し、発生農場の飼養家きんの迅速なとう汰が困難となり又は困難になると判断された場合に、ワクチンを接種することを踏まえ、前回議論していた使用方針を踏まえて、ここは加筆修正を行っております。

次に18ページは、病性鑑定の部分ですけれども、家畜防疫員は、臨床症状を示す家きん及び死亡した家きんを対象に、病性鑑定。これは病理学的検査も追加すべきという意見がありまして、病理学的検査の部分が増えられております。

次は19ページですけれども、（イ）のところが、疑似患畜の表現ぶりですね。疑似患畜とかおそれ畜の定義がわかりづらいという意見があったので、ちょっと書きかえをしております。中身的には基本的に変わってないんですけれども、わかりやすいような言い回しにしたつもりでございます。

それから、あとは簡単な字句の修正があって、あとは22ページです。死体の処理の部分で、死体の処理について焼却、埋却というふうにはしていたんですけれども、海外では大量処理ではコンポスト化という事例もあるものですから、原則は焼却、埋却とするんですが、ここでそれが困難な場合には発酵による消毒もあり得るということで、ここに発酵消毒というものも加えた次第です。

22ページ、この埋却する穴の云々というのは、ちょっと踏み込み過ぎているので、ここはあえて簡単にしました。

それから、23ページです。人員の確保の部分ですが、これは実は口蹄疫に関しても、特定家畜伝染病防疫指針をつくっているんですが、口蹄疫に関しては、こちらもそうなんですけれども、自衛隊の動員をお願いする機会があるものですから、防衛庁の方に相談に行ったんですけれども、その際、防衛庁では、自衛隊が派遣要請をどういったときに受けるのかというのを整理してほしいということだったものですから、「社会的・経済的混乱が見込まれる」、こういったものを加えて、自衛隊、防衛庁との調整をする意味で修正を加えております。

少し飛びまして26ページですが、ここは移動制限の除外の部分で、移動制限の除外する物品を書いているわけですが、最後に、(カ) その他、家畜防疫員が本病の病原体をまん延させる恐れがないと認めたもの、というふうにあえて追加しております。ただし、これをもって一足飛びにいろんなものが移動制限の除外というふうになるわけではなくて、試験研究によって新たな知見が得られて、除外できるものが出てきた場合を追加するための文言として加えております。それが新たな知見で除外できるかどうかというのは、本小委員会の御意見を踏まえて検討することになると思います。現実、今、だからこれが何を指すかというものではないんですけれども、あえて追加した次第です。

次の27ページのワクチンの部分は、前回ブランクになっていたと思いますが、基本方針のワクチンの使い方ですね。使用方針に係る、前回議論を踏まえて追加しております。ワクチンについては、原則として、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が続発し、発生農場の飼養家きんの迅速なうたがが困難となり又は困難になると判断される場合に実施することとして、その実施の指示としては、ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として動物検疫所、今現在博多出張所に備蓄しておりますが、その他必要な場所とし、発生時に必要に応じて関係都道府県の施設に移送する。

衛生管理課は、その発生状況を踏まえて、使用について検討する。衛生管理課からワクチン接種を行う旨の連絡があった都道府県は、接種地域、接種家きん等について、衛生管理課と協議する。

ワクチン及び注射資材は、法49条により該当都道府県に譲与又は貸し付けで行う。

ワクチン接種は、譲与又は貸し付けられたワクチンの用法、容量に従い、法第31条により家畜防疫員が実施する。

都道府県畜産主務課は、接種した家きんについて、標識し、その移動を制限するとともに、接種家きん農場は、すべて接種家きんが処分等されるまでの間、家畜防疫員による監視を行う。

こういったことが盛り込まれております。

次に感染経路の究明です。これは先ほど説明いたしました感染経路究明チームで疫学的な調査についての提言を踏まえて修正しております。

試験研究等の部分、最後のくだりですけれども、これもやはり、有能なワクチンの開発が重要というところを加えております。

あとは30ページですけれども、前回、寺門委員から確か指摘いただいた、発生農場が経営再開するために、モニター家きんを飼ってみて、それが感染が起こっていないかどうかということをしてみて、再開するというくだりがあったんですが、その際にウイルスが分離されたらどうするんだということを整理したものが、これでございます。

対応案として、発生農場の経営再開のための検査において、言うなれば今現在例を挙げれば、京都における4例目の発生農場がどういうことをしたら経営が再開できるかというときに、反復した消毒を行って、最後に鶏を飼ってみて、それが感染しなければいいよというプロセスなんですけれども、そのプロセスでウイルスが出たらどうするのと

いうこと、その際の対応案がこれですね。

発生農場の経営再開のための検査において、モニター家きんからウイルスが分離された場合にあっては、新たなウイルスの侵入によるものか、反復消毒等の防疫措置が不十分で、ウイルスが残存していたことによるものかを明確に区分することは困難であります。

しかしながら、当該農場においては、同居家きんの殺処分、汚染物品の処理等の防疫措置後、指針に基づく徹底した消毒がまず行われています。次に、消毒完了後の環境中のウイルス検査が行われており、清浄化が確認された後に、家畜防疫員の監視の下で、モニター家きんが導入され、適切な飼養が行われるということが言えます。また、当該農場以外の移動制限区域内の家きん飼養農場においては、移動制限の解除後も、原則として3カ月間の監視下に置かれております。

こういった状況から、ウイルスがここで散逸し、本病がまん延するリスクは極めて低いと考えられます。

このため、当該農場が所在する都道府県の畜産主務課は衛生管理課と協議の上、当該農場以外の家きんの飼養農場については、移動の制限等の特段の措置を講じる必要はないこととし、当該農場のみ、再度、反復消毒をして、少なくとも1週間間隔で3回以上して、実施します。

ということにして整理したいと思います。

なお、モニター家きんからウイルスが分離された場合は、当然のことながら、家畜伝染病予防法上は、そのモニター家きんは患畜ということになります。

という整理でいきたいと考えております。

以上でございます。

○喜田小委員長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）につきまして、何か御質問ございますでしょうか。

モニタリングから数えると2年以上たっていると思うんです。この間発生もあって、レッスンも大分のこの中に入って成熟してきたかと思いますが、まだ問題点はどんどん出てくるかもしれませんが。

○寺門委員

ちょっと質問よろしいですか。28ページの上のワクチンのところですが、ワクチンの（４）、ワクチン接種は、原則として、家畜防疫員が実施するとするというのはわかるんですが、この「原則として」という言葉が入っているんですが、これは何かを考えているんですか。

○衛生管理課

接種の羽数が多くて、家畜防疫員では接種し切れないような事態の場合には、やはり家畜防疫員をサポートするような人に接種を要請しなければならないということを想定しています。

○喜田小委員長

ほかにありませんか。

○岡部委員

私前回休んだのでちょっととんちんかんになるかもしれませんが、動物の場合、ワクチン接種というのは決められたものしかできないというのが大原則ですね。人間の場合には、認可されていないワクチンであり、あるいは海外で生産されているワクチンは、ある医師が必要と思って個人輸入した場合は接種可能になるんですね。鳥の場合とかこちら側の領域では、個人が何らかの目的で輸入することはあり得ないということが前提なんですか。

○喜田小委員長

伝染病予防の精神に照らして、伝染病予防法で決められている。

○境薬事・飼料安全室長

現在、薬事法上は83条の2という項目がありまして、これは人用は適用になっていない、動物用だけの適用でして、原則許可を持ってない方が、個人で未承認動物医薬品を輸入することは禁止されています。ただ、獣医師が診療上必要な場合には輸入は可能となっておりますけれども、ワクチンについては、その輸入は認めておりません。

それから、家畜伝染病予防法では、50条によりまして、未承認ワクチンを使用する場合には都道府県知事の許可が必要になっております。したがって、輸入も使用も今のところできないという仕組みでございます。

○岡部委員

わかりました。ありがとうございます。

○喜田小委員長

ほかにありませんか。どうぞ。

○大槻委員

もっと早く気がつくべきだったかもしれませんが、この防疫指針では、例えば厚労省関係については何も触れてないんですけども、それでよろしかったでしょうかという変な質問ですが。先週、兵庫県庁で会合がありまして、そのときに出た話ですが。すなわち、京都府から、鳥インフルエンザウイルス感染鶏がアリノベ食鳥処理場に運ばれてしまって、食鳥処理場で全部処理したはずであったのが10数羽逃げている、結局それがそこで感染源になってしまった。その処理について、公衆衛生部門が家畜保健衛生所にあとの病性鑑定等を依頼されました。たしか姫路の家畜保健衛生所が病性鑑定しておられるんですね。公衆衛生側と畜産側の連携のあり方が不明確じゃないかという意見がそこでは出ていました。そういう目でもう一回、前回の小委員会のときに配付された案を見直しましたら、該当する部分がないなとちょっと遅まきながら気がついたということなのですが。

○衛生管理課

28ページに、基本的には危機管理体制の構築というところで、本病は、発生からまん延防止まで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日ごろより本病発生の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階で、そういった体制を構築するものとする。あとA型インフルエンザの人の健康に対する影響を考慮し、患畜等が確認された時点で、農林水産省は厚生労働省に対し、都道府県畜産主務課は公衆衛生担当部局に対し、それぞれ速やかに連絡が行えるような体制の構築が必要であるということで、ここの危機管理体制といったところでフォローし

ているというふうに考えております。

○中川消費・安全局長

基本的には今説明したとおりでありますけれども、もう少し広く政府全体としての対応ということの趣旨でおっしゃっていると思います。それは3月16日に関係閣僚が集まりまして、「高病原性鳥インフルエンザ緊急総合対策」というのをまとめてございます。その中には既に終わっておりますけれども、家伝法の改正から始まって、政府全体として連携して対応すべき点が書かれておりますので、その精神はもちろん政府全体として、これからの対応にも当然生かしていかなければいけないと思います。

それから、もし文言ということであれば、その中に農林水産省のほかに、その他関係部署の連携の下にという言葉は、後で座長と御相談してその趣旨を入れるということは御相談したいと思います。なお、これは余談であります。きょうもこの家きん疾病小委が終わりました後、5時15分から政府全体の関係対策会議を開くことになっております。

○喜田小委員長

よろしいですね。

今局長からお話がありましたように、そのことも含めて小さな文言や内容にかかわらないような文章の整理は私にお任せいただいてよろしいですか。

ほかにありませんか。どうぞ。

○及川委員

18ページでございますが、新たに病理学的検査というのが加えられましたけど、これを加えた理由について御説明いただけますか。

○衛生管理課

これは前回御提示した、前回の委員の先生方から御意見をいただいて、たしか山口部長の方から、病理学的な部分も補強すべきだという御意見をいただいております。

○山口委員

理由の1つは、高病原性鳥インフルエンザを疑った場合に病性鑑定に入ると思うのですが、その段階でウイルス分離だけでやりますと、この病性鑑定では総合的に何が原因かを特定できない可能性が非常に大きいので、病理学的検査材料も含め採材をするということを提言しました。それと先ほど感染経路チームの方から報告もありましたように、早期に原因を特定するためには、チームを早期につくって材料採取等も行うというところもありましたので、野外材料についてはある程度十分な材料を採取して、後で解析することが必要だろうという観点で提案しました。

○喜田小委員長

よろしいですか。

○寺門委員

ちょっといいですか。ただ、それがために遅れるようなことがあっては困ると思うんです。病理はちょっと時間的な問題もあるから、そこら辺のところは、これがために遅れてしまったというようなことにならないようにしてもらいたいという感じがするんです。

○山口委員

病理材料というのは、一般的に後の検査用に保管する目的もある。

○寺門委員

だから、これが並行的に全部そろえてからこういうふうにするのか、そこら辺のところはちょっと考えておく必要があるんじゃないかなと思うんです。

○深澤委員

後日病理検索ができるように、初期の材料からも病理材料を検索できるような、つまり採材なり保管するなりという体制もとっておくという反省の理解で、急がなければならんことは先行してきちっとやっていますよという、鳥のインフルエンザならインフルエンザのウイルス分離なりをやっていますよということの理解で僕は前のお話をとっていたんですが、そんなことなんですか。

○山口委員

そうです。ですから、県の段階でA型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合には、その材料を動衛研に送ることになっており、そのときに、病理材料も即送らなくてはならないというふうにも理解される文章になっているので、そこら辺ちょっと変える必要があるかなということは感じました。

○深澤委員

ホルマリンにつけて初期の材料も確保しておくということですね。

○山口委員

そうです。

○喜田小委員長

具体的には診断するときにウイルスが分離されているんだから、分離に要する時間は要らないわけですね。同定してしまったら。だから寺門先生がおっしゃるのは、同定はすぐできるぞと、病理は1晩か2晩はかかるだろうと、そういう意味ですね。

○寺門委員

そうそう。

○喜田小委員長

だから、診断できるときはすぐ診断しちゃえばいいわけで。病理検査も入れるということで、遅れるようなことにならないようにするというだけですよね。文言をどうするという事ではないですね。

○寺門委員

そうですね。

○喜田小委員長

よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

やけにスムーズですけれども、そしたら私からちょっと、最後の家きん疾病小委員会における委員指摘事項、寺門先生からの指摘に対して対応案がありますが、これについてちょっと確認したいんですが、発生農場の経営再開のための検査というのは、時期としてはいつですか。発生があって清浄化が確認された後ですね。

○衛生管理課
移動制限解除後。

○喜田小委員長
移動制限解除ということは、清浄化が確認された後ですね。

○衛生管理課
はい。

○喜田小委員長
そのときにモニター家きんからウイルスが分離されて、そのモニター家きんは清浄化確認の後に入れる鳥ですよ。清浄な鳥ですよ。

○衛生管理課
はい。

○喜田小委員長
それからウイルスが分離されたら、それは新たな発生と考えるのが普通ではないかと思えますね。実際にはウイルスが環境中に残っていることはまず考えにくいし、体の中にいるとしても、鳥は全部処分しているわけですね。鳥がもしいたとしても1週間以上いることはまれですから、清浄化が確認された後にモニターの鳥を入れてやってそこからウイルスが分離されたとなると、そこからまた始まりというふうにとるべきではないか。そういう精神で、実際にやることは変わらないかもしれませんが。

それで一番最後に、モニター家きんからウイルスが分離された場合、家畜伝染病予防法、当該モニター家きんは患畜となるという意味が、新たな発生とみなすということとは違うわけでしょう。だけど、そういうことは恐らく考えにくいことではありますが、このときには新たな発生と考えて、それなりの対応をとるべきではないかと思うんです。そうではないでしょうか。

○寺門委員
新たな発生で、だからまたそこから移動制限をとるのかと。それも家畜防疫員の監視のもとでやると言っているわけですから、仮にウイルスが取れてもそこからの散逸の危険性は少ないのではないかと。だから、新たにもう一度移動制限を10キロなりそこから始めるということは必要はないだろうと。

○喜田小委員長
現実にはそのように思うし、こういうことはまず起こらないとは思いますが、もし起こった場合には、私たちがこれまでとってきた考え方は。

○寺門委員
ストリクトな条件下でやっていたわけだから、新たに移動制限までかける必要はない

のではないか。法的に問題がなければその方がいいだろうと、私はそんなふうに考えてます。そのところは法的にはクリアできるわけでしょう。

○衛生管理課

法的には選択肢です。移動制限をかけない、これは選択しているわけです。

○喜田小委員長

これは仮定の上でこんなことを言っても余り実りはないんですが、基本的にはしょっちゅうモニタリングをちゃんとやっている。だからここは大丈夫だぜと言っても大丈夫じゃないことはあるわけで、一遍発生があったところは大目に見るというのにつながるのではないかと、ちょっと恐れますね。

要するに清浄化確認の検査を十分にしました。それで後から新しい鳥を入れて、それでそこに発生があったということなんですね。そうするとそれは新しい発生ですよ。環境中のウイルスが感染したのではないことは明らかだと思えます。だから、上の方の①番と②番で、新たなウイルスの侵入によるものか、あるいは反復消毒等の防疫措置が不十分で、ウイルスが残存していたことによるものかという、この②番の可能性は著しく低いと思えます。これは新たな発生と考えないといけないんじゃないかということをお願いしております。そうすると法的にクリアできないのではないかという気がするんです。

○衛生管理課

法的というか、本当の法律上はそれは都道府県知事さんの御判断で、それは法的な問題はないんですけれども、防疫上の考え方として、発生があれば当然移動制限をかけてというところで。新たな発生である方の蓋然性がずっと高く、どこから来たんだからやはりそれは、そこを中心にまた広がる可能性なり同じリスクが周辺にあった可能性があるのとらまえて。

○喜田小委員長

その発生状況に応じてなんですよ。それで同じウイルスがとれなくても、残存していたウイルスによると決して言えませんから。だから、急いで分離同定してからなんでしょうね。ただ、それは念頭に置いておいた方がよいなと思って発言しました。

よろしいでしょうか。ほかに御意見はありませんか。

ありがとうございます。

それでは、今のいただきました御意見を含めて事務局で整理して、私も一緒に整理して、第2回の来週の21日開催の家畜衛生部会に諮りたいと思いますが、いかがですか、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ワクチンの使用方針について

○喜田小委員長

次に、3番の「ワクチンの使用方針について」御検討願います。まず、事務局から説明をお願いします。

○衛生管理課

それでは資料5ですが、私の方から「ワクチンの使用方針について」説明いたしま

す。

具体的には、前回検討された考え方に対する生産者の御意見等について説明させていただきます。それを31ページの資料5に意見として整理いたしました。前回の6月9日の第7回の家きん疾病小委員会以降、都道府県、養鶏生産者団体、養鶏関係獣医師の方の御意見をお聞きしたものをそのまままとめております。

まず、31ページの最初は都道府県ですが、現段階では、予防的な使用を行わないことに賛成だ。要するに行わないと。

それと、これは6月30日に感染経路究明チームの報告書が出ておりますので、2番目として朝鮮半島等の発生状況を考慮し、予防的なワクチン使用について検討すべきであるという意見もいただいております。

3つ目は、ワクチンを打つことによって、免疫獲得に約3週間を要するのであれば、制限区域内での使用は合理的ではないんじゃないか。区域外の清浄度の高い区域での予防接種の方が合理的ということで、要するに使用方法についてはきちっと整理しないといけないのではないかと。

発生地域での接種には、大規模農場を抱えているところについては、相当な人員を導入する必要があるのではないかと。

5番目として、接種後のモニタリングは、清浄性確認検査と同時期に行うこととなった場合には、密集地域では、検査検体数が多量となるのではないかと。これは当たり前の話です。

6点目が、接種家きんのモニタリングは必要なのかという直接的な疑問もあります。モニター鳥に異常があった場合に実施することでよいのではないかとという御意見もございます。

次に、養鶏生産者団体の方の御意見でございますが、1番目に、渡り鳥でのウイルスの持ち込みの可能性があるとするれば、我が国は極めて危険な状況にあり、ここ数年だけでもワクチン接種を認め、免疫力を高めるべきであるという御意見をいただいております。

2つ目に、ワクチンで感染、蔓延リスクは相当程度低減できるはずであり、モニタリングさえきちっと行えば、ウイルスの常在化もなく、人への感染云々はないという御意見もいただいております。

3点目は、発生すれば、これは経営の問題ですが、倒産すると思っておりますし、風評被害も抑え切れない。今後、発生させないことが重要であり、予防的なワクチン接種は不可欠という御意見もいただいております。

32ページに入りまして、4番目に、ワクチン接種は生産者側で実施します、モニタリングにも協力する。なぜ、その予防的に接種することを認めてもらえないのか理解できない。

5番目に、発生してからの接種では、密集地では間に合わない。早い段階から作業面等で負担の少ない育成鶏に接種したい。

6点目に、ブロイラー農家や中小経営者は接種しないかもしれないけれども、大規模農場や密集地域だけでも打っておけば発生時の混乱は少ないのではないかとという御意見をいただいております。

また、養鶏関係獣医師の方からは、現行ワクチンの不完全な点は理解している。要するに感染防止には使えない。発生時の経営面の影響を考えれば、生産者の使用したいという要望は理解はできる。

2つ目として、現場でも可能な迅速診断体制の整備と、より有効なワクチンの開発を急ぐべきであるという御意見をいただいております。

33ページ以降には、生産者団体から、防疫マニュアルに関する要望をいただいたもの

を御参考までにおつけしております。

私の方からは以上です。

○喜田小委員長

ありがとうございます。

今事務局から説明がありましたワクチンの使用方針について、周辺事情も含め何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なければ、さっきの究明チームの報告にもありましたが、カモに感染させたときに、症状が出ないけど全身からウイルスが分離されたということをもって、キャリアとなる可能性があるというふうに引っ張ってきていたんですが、実際にカモが病原性の強いウイルスを持って飛んできたという証拠が今までないんですね。必ず病原性のないやつで、それは鶏に感染しないウイルスなんですね。余りにもカモの役割が強調され過ぎると、何か尾ひれがついて、“カモのせいよ”ということになってしまうのがちょっと不安でありまして、ここでも、渡り鳥でのウイルスの持ち込みの可能性があるとすればと。

キャリアというのは、私たちの理解では、実際にキャリアの昆虫でも動物でも、中に持続的に感染するとか、その体で増殖するとかという証拠があってキャリアというので。レザバーアニマルというのは、病原相動物としてカモは位置づけられるけれども、普通の疫学的なキャリアというのは、余りそういう役割を果たし得ないのではないか。それはこの判断の渡り鳥とか野鳥とかを見るときに、どれだけインフルエンザの発生にかかわるかということと概念的に関係があると思ったので、一言申し上げておきます。

○栗本衛生管理課長

生産者の方々、あるいは生産者のところを直接日々臨床に回っていらっしゃる獣医さん等の話をさせていただいて、本当に心配だというお気持ちはよくわかるんです。今私たちが感じているのは、今の日本の状態をどういう状態と見るかということ、周辺国での発生状況もちろん関係してくると思うんですが、今日本に対する侵入リスクがどのくらいになっているかという理解と、もう一つあるのはワクチンに対する期待というんですか、そここのところが若干違っているという気がしています。

一つは、ワクチンについての性能試験に動物衛生研究所で既に取りかかっていたいただいておりますので、それはある程度科学的なデータがいずれ出てくるだろうと思っております。周辺の国の状況は、またこれからいろいろ変わってくるかもしれません。今の時点では使わないという考え方で整理させていただいたのが事務局案、防疫指針としてはそういう形でまとめさせていただくということで、今後また私たちも生産者との話し合いを続けていくとか、いろいろな状況の変化に応じて検討を続けていきたいと考えているというのが今の状況でございます。

○喜田小委員長

私も同じ意見であります。ただ、この議論がどうも生産者側は打つという前提の議論で、どちらかというとも私も含めて全部見ているつもり、客観的に見ているつもりこの委員会のメンバーなんかは、打った方がいいか打たない方がいいかということを考えて上で発言しているわけですね。だから、打つという前提だとかこういうふうになるのは無理もない。おっしゃるようにワクチンに対する期待感が違うわけですね。それが本当に事実であればいいんですけども、それが例えば宣伝効果によるものであれば、やはりそれは割り引いてもらわないといけないという気はしますね。

どうぞ。

○大槻委員

この養鶏生産者団体の1番目のところで、先程喜田委員長から発言がありましたが、少なくとも鳥取大学でも、山陰地方に飛来する渡り鳥に限られているのですが、ずっとインフルエンザウイルスの分離をはかっておりまして、確かにこの2、3年でもH5ウイルスは分離されています。遺伝子等の性状を調べてみますと、今回日本国内に出たH5ウイルスのそれとはかなり違うということを見えています。確かに渡り鳥がウイルスを持ち込むことは見ているのですけれども、今お話になったように、私たちが今非常に危険な性質を持ったウイルスが渡り鳥によって持ち運ばれているという事実は全く経験していません。ですから、渡り鳥により直接高病原性鳥インフルエンザウイルスが持ち込まれた可能性は高くないと考えています。

○喜田小委員長

ほかにありませんか。

○寺門委員

きょうの議題なんですけれども、このワクチンの使用方針について、これは具体的には何を討論すればいいんですか。

○衛生管理課

討論は7回目からやっていただいて、具体的な方針については御説明し、御意見をいただいておりますので、きょうまでの間にその関係者、都道府県、生産者団体、関係獣医師さんとお話した内容をまとめているだけであって、前回も含めて議論していただければと思います。ただ、先ほど防疫指針の中でも、ワクチンを使う原則摘発・とう汰という考え方と、あとそれが困難になった場合の使用に限定するという事で前回もそういうお話になったと思います。あとは今課長からありましたけれども、我が国への侵入リスク、今大槻先生からお話がありましたが、そこがどうであるか、ワクチンの性能試験の結果とか、生産者等の御意見をいただいて引き続き検討することなんですけれども、またきょうもすぐに決めるわけではないですから、御意見をいただきたいと思っています。

○寺門委員

日本鶏卵生産者協会から、「基本的見解」というやつがこの後に33ページについているんですが、これを見させてもらおうと、私どもが出した究明チームの報告がかなり引用されているんですね。要するに外から来る可能性があるんだから、これは国境なき病気だからこそ防ぎようがないみたいなニュアンスがここには書かれているけれど、私たちの報告では、そういうものであっても、基本的な衛生を地道にやることによって防ぐことは可能であるという報告にしているわけです。むろん、ワクチンで感受性動物を抵抗性動物に変えることも当然一つの予防の原則ですが、ワクチンが今の段階ではまだそこまで完全なものではないということで、逆にワクチンによって病気がマスクされてしまうということであるならば、やはりこれは問題ではないか。

我々としては基本的な衛生管理でもって防御は可能である。現実問題として今回、発生があった農場を見学させていただきましたし、また、いろいろと御意見もお聞きしたんですけれども、基本的な衛生管理という面で残念ながら不備がかなりあったわけで、それが今回の発生にもつながった可能性はあるのではないかと感じております。

○喜田小委員長

ありがとうございます。

結局どうしようもなくなったときに、わらをもつかむ思いでワクチンを使うということの表現ではあるんですが、ワクチンによって発生を食い止めたとか、拡散を散逸というのは適当ではないと思いますが、拡散を防いだという成績がまだ世界にないんですね。要するにコントロールのない実験みたいなもので。だから、本当なら放っておけば10年かかるところが5年になったって、5年も長いと思うんですが、そういうことはありますけれども、そのときには打ってないやつと打ったやつの比較は当然できませんから。そういう問題点が解決されていないので、多分この表現によって微妙に受け取り方は違ってくるかと思うんですが、もう広がりがないときにワクチンを打ったら、その広がりを抑えることができると思い込んでしまうと危険だというふうに思います。そのときにはもう間に合わないわけですから、広がっている最中には予防になりませんよね。

ですから、その発生がとにかくもうこれ以上広げられないというときには、諸外国でとられたのは、その周りの安全地帯を設けて、バッファゾーンを設けてそこを全部とう汰してしまうとか、あるいはそこにワクチンを打つとかということで、これも成功した例はないんですね。だから、余りこうすれば何とかなるという期待を抱かないで、寺門委員が今おっしゃったように、日ごろの検査と発生したらそこだけにウイルスが広がるのをとどめるという努力、その摘発・とう汰ですね、これしかないと考えて進めていくべきだというふうに基本的には思います。委員長が余計なことを言いました。

○大槻委員

今の国境なき疾病という話がありましたが、私もそのことに関心を前から持っていました。私はいい機会に恵まれ、先週3日間ですけれど、韓国へ行ってくる機会がありました。韓国の韓国養鶏協会の会長さんにお会いしたり、韓国の家畜衛生研究所の鳥インフルエンザグループで、この前の冬に韓国で大発生したときに対応された研究グループの方々と意見交換する機会がありました。

そこでいろいろ話題はありましたが、韓国は日本と同じで、感染ルートのきっちりとした究明はできていないということでした。今お話のありましたような渡り鳥の可能性。それから、国情が日本と違うようできて、人為的なものも考えられています。これは中国など外国の労働者が韓国の養鶏場で非常にたくさん働いています。彼等が帰国した折に、高病原性鳥インフルエンザウイルスをどこかへ付着させてしまい、そのまま韓国へ戻ったために韓国の養鶏場を汚染してしまった、という可能性が考えられています。いずれにしても韓国もまだ特定ができていない。しかし確かなことは、去年発生するまでは韓国では全く発生がなかった。従って韓国も日本と同じで被害者であるという、同じ立場だということが明確になっています。現在は日本と同じで、全く発生は見られていないそうです。

いろいろ話をしましたが一致したことはそれぞれの国がそれぞれの国だけで対応しても限界があるということですね。やはりこれは国境のない伝染病ということになりますと、少なくとも国を越えた共同作業がどうしても必要になってくるのではなからうか。日本からしますと、多分韓国で発生がうまく抑えられれば余り日本での発生を心配しなくてもいいような状況が出るかもしれないということも期待できます。そのような面から協調していくのが必要ではないかということがありました。

韓国では、養鶏協会も政府も同じですが、ワクチン使用ということではなくて摘発・とう汰でいくと。ただ、保証はしっかりしているという前提があるということです。韓国では国全体が、ワクチンに対する過度な期待はないということを知っていました。両

国にはかなり共通点はあると思っております。以上の点を頭に入れてワクチンを考えていく必要があると思っております。

○喜田小委員長

韓国の発生は日本よりは広がっちゃって、日本は立派だと韓国は言っていますね。ほかに意見はありませんか。どうぞ。

○衛生管理課

先ほど先生が言われた、ワクチンで感染を防いだり拡散を防いだりしたというデータはないということだったんですが、例えばこれから試験みたいなことをやっていくんですけれども、いわゆる個体ベースで感染しなかったとか、ウイルスを排泄しなかったということをもって、実際は群で飼われているわけですけど、その群全体の評価イコールではないぞということではないでしょうか。

○喜田小委員長

そうです。ただ、これから力価試験なんかするとき、感染防御試験なんかをした場合に、接種ウイルス量とかウイルス株によって個体は全然違って来るわけですね。そのうちの一部を持って感染防御できるとかできないという議論にはならなくて、実際には野外で用いられたときに感染を防ぐかどうかということでありまして、どんな人の方でも不活化ワクチンは、皮下や筋肉に注射している限り感染防御はしないというのが常識でありまして、個人の病気の重い、例えばインフルエンザワクチンだったら、人の場合はお年寄りが亡くなるのを防ぐ、重くなるのを防ぐという目的で使われているわけですから。それで毎年インフルエンザのワクチンはあるわけですね。接種率が何割になってもそういう流行はありますので、そういうことから考えても、鶏にそれを照らすと、これはなかなか難しいことだなというのは容易に理解できるかと思えます。

ほかにありませんか。

ありがとうございました。伏見さんから、今いただいた意見を。

○衛生管理課

今回も意見をいただきましたけれども、前回の意見等も含めて摘発・とう汰が基本であるということと、ワクチンの使用については前回御提示したように、摘発・とう汰では困難な場合に使用を限定するという。ただ、一つ忘れてはいけないのは、我が国への侵入リスクの評価とワクチンの性能試験を今やっていますからその結果と、あとは生産者の方、あるいはほかの方の意見も聞いた上で、引き続き検討しなければいけないということでもあります。

それで、ワクチンの具体的な使用方法、使用後の接種家きんの取り扱い等については、現時点ではとう汰が困難となった場合に限定されるということですが、防疫指針とあわせて詳しい技術的な事項につきましては、指針の基本として細かい点については課長通知で出すということですから、その中に盛り込みたいと思いますので、今案を作成しているところでございますので、今後、技術的な御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。大変勝手ではございますけれども、7月中を目途に御意見をいただければと思います。

○喜田小委員長

ありがとうございます。

結局、ワクチンの使用方針については、我が国にいつ鳥インフルエンザが入ってくる

かわからないと。その侵入のリスクとか、ワクチンの今おっしゃった性能試験の結果、あるいは生産者の御意見なんかを踏まえて、引き続き検討していくということによろしいですか。

ありがとうございました。

そ の 他

○喜田小委員長

続きまして、その他になりますが、まず事務局から、「家きん・家きん肉等の輸入条件の見直しについて」提案があるということでございます。説明をお願いします。

○釘田国際衛生対策室長

お手元の資料7に基づきまして御説明させていただきます。「家きん・家きん肉等の輸入条件の見直しについて」ということでございますが、これは前回の当委員会でも、OIEの総会で鳥インフルエンザのコードの見直しの議論があったということについて御報告した中で、こういった検討も今後していきたいということに若干触れたわけなんですけれども、その見直しの背景なり今我々が考えていることをかいつまんで御説明させていただきますと思います。

まず、1番の背景でございますけれども、これは申し上げるまでもないんですが、我が国における鳥インフルエンザの発生。アジア地域、北米地域での発生・流行ということがございます。

それから、我が国においては、この委員会で御議論いただいておりますように、侵入防止対策をよりの確、効率的に行う必要がありますので、そういった観点からも、この輸入条件の見直しを検討する必要があるというふうに思っております。

また、ここに書いてはございませんけれども、現在20数カ国と家畜衛生条件というのを2国間で結んで、その条件に基づいた輸入を行っているわけなんです。これが基本的には昭和40年代に結ばれたかなり古い条件をそのまま使っている例が多くて、一部の国はその後見直しをしているんですが、当時のままになっている国も多くあるということがございます。そういった中で先ほども申し上げましたOIEでの新しい基準づくりという議論も進んでおりますので、そういったことも念頭に置きながら検討は進めていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

2番目の現行制度でございますが、防疫マニュアルにおきまして、H5、H7のウイルス、それから、その他の強毒タイプのものを高病原性鳥インフルエンザというふうにして定義しております。

輸入条件の中では、家きん・家きん肉につきましては、この高病原性鳥インフルエンザの発生国からの輸入は原則として全面停止、すなわち国全体として輸入を停止するという措置を講じてございまして、その上で防疫措置がとられて、最終発生にかかる防疫措置完了から90日間発生がない場合には、輸入を再開するというような考え方になっております。この考え方で例えば先般、アメリカなりオランダといった国々の輸入が再開されているところでございます。

ただし、アメリカとカナダにつきましては、高病原性鳥インフルエンザという定義の中でも弱毒タイプのものの場合には、発生州、州単位での措置をとることができるようになってございまして、現在、アメリカでも東部の一部の州がそういったことで輸入停止が継続しているんですが、いわゆる地域主義の適用というものをアメリカ、カナダにだけは認めているということになっております。

それから、3にございますが、指定外の鳥類については、これも何回か御報告させて

いただきましたが、今年の2月から高病原性鳥インフルエンザの発生国からは輸入を停止しているということになっております。

そういった中で3の問題点でございますが、3点ほどに分けております。まず、発生国・清浄国の考え方でございますけれども、現在、輸出国について、OIE等への発生報告があった場合、これは間違いなく発生国として判断できるわけですが、逆に発生報告がない国をどう考えるかということですが、そういった国は情報が無い以上は清浄国とみなされているということがございまして、中には「サーベイランスを行っていない国、正確な報告を行っていない国等が」とありますが、ちょっと「が」というのは適切でなかったかもしれません。こういった国も清浄国とみなされている。もちろん、きちんとサーベイランスをやって清浄性を確認している国もあるわけですが、そういった国はいいとして、そうでない国も含まれてしまっているという問題がございます。正確な情報提供がない場合には、そういった国からの輸入停止措置が遅れてしまうことにつながる可能性があるという問題があらうかと思っております。

それから、今御議論にもなったわけですが、ワクチン接種を行っている国がポツポツ出ておりまして、そういった国の取り扱い、位置づけが不明確になっているという問題がございます。

さらには、輸出国の防疫体制・措置の内容と我が国の輸入検疫措置の内容がリンクしていない、整合性を欠いているという問題も幾つか指摘されております。

それから、2点目でございますが、先ほどもありましたけれども、現在、アメリカ、カナダについてだけは地域主義を認めているわけなんです、ほかの国については認めておりません。これについてほかの国からも、同じような考え方を適用してほしいという考え方、要望が出されているということがございます。

また、ヨーロッパ、EUは、今年の3月の末にアメリカとカナダにつきまして、EUも従来は国全体として輸入停止措置をとっていたようなのですが、それを地域主義的な考え方に切りかえたということがございます。また、アメリカとカナダの間でも、相互に地域主義、つまり今カナダの場合はブリティッシュコロンビアという州だけが発生しているんですが、その州だけを輸入停止して、ほかの州からは輸入を認めるというような措置をとっているという状況がございます。

それから、最後に3点目の国際的な検討状況としては、これは先日も御報告しましたOIEのコード改正の議論がございまして、まず高病原性鳥インフルエンザの定義、これは基本的には日本の防疫マニュアルとほとんど同じなんです、ちょっと言葉遣いを変えようとしているという状況でございます。

あと清浄国・地域等の条件を規定しているんですが、そのほかに地域主義の考え方を導入する、あるいはコンパートメント。コンパートメントと言いますのは、いわゆる閉鎖系の畜舎なり、同一の管理体系下に置かれた閉鎖系の区画と言っているんですが、そういった新しい考え方の導入ということも議論されているということがございます。

さらに、サーベイランスの基準というのも現在コードの中で提案されているんですが、その考え方がまだ検討が十分ではないということで、これは先送りにされているということも先日も御報告したかと思っております。

このOIEのコードの改正案の概要につきましては、次のページにその概要をつけてございまして、これについては先日も申し上げたんですが、実は来年の5月の総会に、さらにこの現在の案を見直した形で再度採択に付されるということになっておりますので、これはこれとしまして、また今年の12月に向けて専門家の間で議論が行われて、新しい提案がなされるというふうに予想されておりますので、またそういった提案なりが出されましたら、個別にも御相談する機会があらうかと思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

最後の4番目の検討項目に4点ございますが、病原性による輸入措置の考え方をどうすべきということで、現在、例えばアメリカ、カナダのように、ハイパソの場合とローパソの場合で輸入の措置を変えている例があるんですが、この両者の間では伝播力にはほとんど差はないのではないかと聞いておりました、検疫措置の実施に当たって、この両者を区別する必要があるのかどうかという問題が一つございます。

○I Eの中でも、多少微妙な差があるんですが、基本的には両者同様に扱うという考え方で今整理されつつあるのではないかと承知しております。

それから、(2)のワクチン接種の考え方。これも発生に際して、一部の地域でワクチン接種を実施している国がありますが、その取り扱いについてどのように整理すべきか。これも先ほど来御議論のあったところでございますが、ワクチン接種している場合には、その地域、国の清浄性の確認が非常に難しいということで、基本的にはそういったワクチンを使っている国の場合は輸入を停止せざるを得ないという状況にあるんですが、そのことを今後どういうふうに取り扱っていくかという問題がございまして。

それから、(3)番目、地域主義の考え方。これは典型的なのはアメリカ、カナダのような広大な国なんですけれども、その国の東の端で病気が出たときに、西の端までとめるのかどうかという問題が常々指摘されているところございまして、先ほど御紹介しましたように、これは最近の傾向として、地域主義的な考え方を導入する国が増えてきているということが言えるのではないかと思います。

最後に、家畜衛生体制の評価ということでございまして、今申し上げましたようないろんな技術的な課題もあるんですけれども、それぞれのことについて、輸出国の中の事情がかなり異なりますので、なかなか一律に取り扱うのは難しいのではないかと考えております。したがって、各国がいかなる防疫措置を講じているかということについてきちんと情報収集を行いまして、そういった各国の衛生体制を評価した上で、その結果に基づいた検疫措置をとっていく必要があるのではないかと基本的には考えているところございまして、このような衛生体制の評価ということをこれまできちんと、余り経験がないものでございまして、こういったことについても若干試行錯誤を行いながら検討していきたいと考えているところございまして。

本日は、今後、輸出国からいろいろ今の衛生条件の見直しを検討してほしいという申し入れも多数来ておりますので、今申し上げましたような観点も含めて検討していかなければいけない状況でございますので、そういった状況を報告させていただきまして、何か御意見をいただければそれも踏まえてやっていきたいということで御紹介させていただきます。

以上です。

○喜田小委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました家きん・家きん肉等の輸入条件の見直しについて、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

もっともだなということばかりではないかと思いますが、いかがですか。

○寺門委員

ちょっと、コンパートメントということをもう少し説明してくれませんか。

○釘田国際衛生対策室長

コンパートメントというのは、O I Eのコードの中でも新しい概念なんですけど、従来はO I Eの中ではゾーニングと言って、地理的に囲い込んでいくという発想しかなかった

たんですが、最近言われていますのは、その施設ですね、特に養鶏の場合はウインドレス鶏舎みたいな、閉鎖的な空間の中で衛生管理をきちんとやっている。しかも、そういう地理的に離れていた場合でも、そういった閉鎖空間と閉鎖空間を外部からの病原体の侵入がないような形で、そういう間だけで物の動きがある、それで共通の衛生管理が行われているといったような場合には、極端なことを言えば、その国の中に病気があっても、そういう衛生管理が行われているところは清浄だというふうにみなしていいのではないかというような議論なんです。

ですけれども、これはOIEの中でも概念としてはわかるけれども、実際にそれをどうやって適用していくのかということについては、まだまだ検討が不十分であるということで、今後の検討課題になっているという状況にあります。

○寺門委員

今までのゾーンの中の、さらに小さな単位を考えると。

○釘田国際衛生対策室長

はい。もっと正確に言うと、ゾーンという概念とは全く切り離して、極端に言えばゾーン、距離的には全く離れて、一つの企業体と考えた方がいいですね。インテグレーションされた企業体で、種鶏農場とコマースの農場とつながっているんですが、その地理的には離れているけれども、衛生管理としては統合されて同じような管理がなされていて、外部との接触がない。そういった場合は独立して考えていいのではないかという考え方です。

○寺門委員

ありがとうございます。

○喜田小委員長

アメリカ合衆国が盛んに主張していて、エンタープライズ方式と言っているんですね。だけどOIEとしてはまだ、そうねと言ってはいないと。

ほかにありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

釘田さん、それでいいですね。

続いて、4のその他になりますが、「家畜伝染病予防法52条に基づく報告徴求について」、状況等の説明がいただけるということで、お願いします。

○衛生管理課

ちょっと前後しますけれども、資料6の35ページをごらんください。きょう別にお配りした、まさに7月の第2週分の報告徴求結果ということで御提示していますが、中身を見ていただきますと、約8000の農家、1000羽以上の農家がありますけれども、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような報告があった戸数はゼロということで、前のが1番なんですけれども、このとおりになっております。

それで、これはそもそも今年の3月4日付の消費・安全局長通知の中で書いておまして、都道府県は、鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場、これは1000羽以上と限定しますが、飼養者等に対して、1週間に1回死亡羽数等の状況を、また、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告するように、家畜伝染病予防法第52条に定める報告徴求であることを明示して、求めているものです。スタートしたのは、3月の第3週の報告から毎週プレスリリースしております。

今回、木曜日までに前週の状況をまとめていただきまして、金曜日公表するわけですが、現在まで毎週報告いただいておりますけれども、そういうようなおかしな報告はないということです。

ただ、冒頭、局長のあいさつの中にもありましたように、アジアでは7月に入っても、中国及びタイでの発生が報告されておりますので、引き続き監視を徹底しつつ、異常発見時の早期通報が行われるようにする必要があるということで、事務局の意向としては、報告徴求はまだ続けさせていただきたいということで、きょうは資料6というのは、今現在報告徴求をやっているという結果と、あと現段階ではまだ徴求を続けていくということです。

以上です。

○喜田小委員長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました、養鶏業者からの死亡羽数等についての報告徴求について御質問、御意見がありましたらお願いします。

○深澤委員

この県の報告が当分の間、引き続き監視を続けるということになって、お話いただきました。これはある程度の各県の告示、公示してやっけていてこういう内容等について、例えば北海道の場合、当分の間という形での整理の期限を後ろに、いつまでとは切っていない。当分の間が半年超えて1年というふうになると、どこかで1回切ってやり直すのかなと実はいろいろ考えているんです。

一応3カ月、90日、終息してからほぼ今そのぐらい時期たってきて、大体1回の切れ目なのかななんてにらんではいたんですが、今確かに中国なりタイなりでまた発生が報じられているところをみると、なかなか切れないなという感じもしないわけでもない。そこら辺で委員会としてこれで結論を出すことではないんですが、これはよこはきのな話ではなく、どこかの切れ目でまた新しい整理整頓をし直す必要があるのか、このまままでいけるのか、そこら辺ちょっと何か考えがあれば聞かせてほしいんです。

○衛生管理課

報告徴求は今委員おっしゃったとおり、いつまでもかけ続けるものではないと。ですから通知文書の中でも、当面の間ということ述べたわけです。いろんなやめるタイミングがあったかもしれないけれども、実は準備している段階で、いろんな意見はありましようが、アジア地域でまた発生があったと。そういうことを考慮していくと、例えば夏の期間だけやめるとしても、8月、9月やめるとしても、例えば10月にやるのであればまた同じような手続きを踏まなければいけない。そうすると2カ月夏休みをとるというよりは、一部県によっては、既に報告を受けるような仕組みになっていたのが苦にならないという県もあると思えば、実は1000羽以上ですから、数千単位で飼っている農家が多い県については、数日1000人の人が必要になってしまって大変だという意見もあります。どちらの意見も同じぐらいありまして、きっぱりやめてまた2カ月後というよりは、事務局としては続けたい。ただ、法律とか報告徴求という形ですと、余り好ましいようなかけ方ではないということは理解しております。

○深澤委員

告示してやって、官が52条の報告を求める。求めるについては、そういうことで報告しなさい。当分の間という形で私どもしているもので、当分の間がいつ切れるのといっ

たときに、さてというわけにもいかないという悩み。報告を求めるのは大した手間でもないし、皆さん慣れて、1000羽以上の農家は言うなればルーチン化しつつある。あと問題はそこら辺の整理だけなものですから、また一ついろんな意味でこれは全国的な問題だと思います。御検討いただければと思います。

○衛生管理課

事務局側としては延々と続けるというばかなことは考えておりませんで、それは全く科学的ではないので。ただ一つ言えることは、2カ月夏休みをとるのではなくてまだ続けさせていただいて、それでまた改めてやめる時期をお諮りしたい。では、いつなんだと言われると、多分冬を越さないといけないんじゃないかという、これは半分個人的な意見が入っていますからよくないかもしれませんが、改めてそういう機会があれば小委員会の先生方の意見を求めたいと思います。

○喜田小委員長

よろしいですか。

結局、私たち初めての経験で、いつまで清浄化確認の検査を続けるんだ。インフルエンザという病気を考えたら、その発生が終わってからウイルスが消えて久しいと言っているのに、清浄化確認の後もずるずると続けることは、やる方はたまったもんじゃなげということも申し上げてはきたんですが。夏、冬は関係ありませんので、現に7月に中国でもタイでも起こっておりますし、あの暑い最中に。それは全くない。カモが持ってくるんだげというのと同じように、夏、冬はもう考えるのはやめてほしいんですが。

それで、そういうことがあって先ほどお話したんですが、これは徴求としてやるか、あるいはモニタリングと言っていたことを強化して続けるというふうにとっていたら、それはそれでいいかねというふうにお話したところです。

実際に私たち、私も含めて日本国の人間は、喉元過ぎれば熱さを忘れる傾向があるので、余りエネルギーを出しちゃうと疲れちゃって、その次に清浄の平常時のモニタリングが疎かになる恐れがあるのではないかとということも申し上げました。先生もそれでいいですね。

○深澤委員

はい。

○喜田小委員長

そういうことで衛生課にお任せしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

その他の3つ目、事務局からカナダ及びオランダにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対応に関する調査内容のうち、殺処分方法と死体の処理方法の概要について紹介があるということですので、説明をお願いします。

○衛生管理課 それでは私の方から説明させていただきます。

資料は8-1で40ページをごらんください。5月31日から6月6日までカナダということと、あとは7月4日から7月10日までオランダに、それぞれ高病原性鳥インフルエンザの防疫対応に関する調査のため、衛生管理課の職員が出張いたしました。カナダではまだすべて終わってないということですが、1900万羽を、オランダでは3000万羽を超える鶏を処分しています。この調査の内容は、今委員長から紹介がありましたように、殺処分方法及び死体の処理方法についてこの資料に基づいて紹介させていただきたいと思います。

カナダの場合は、殺処分方法としてCO2ガス、これは動物愛護では問題ないという

判断を受けていますので、CO₂ガスということで処分しています。手順としては、当たり前のことですが、隙間を埋めるということで、鶏舎を密閉して、ガスを注入するための配管を施して、それで液体のCO₂ガスを注入する。これは専用のトレーラーがございますので、そのトレーラーから鶏舎に液状のCO₂ガスを注入する。密閉の解除となりますと、作業終了後12時間から24時間後に解除する。

担当人員は、カナダはちゃんと人数が決まっておりましたので紹介していますが、まず指導班というのがいまして、殺処分の計画を作成する。作業班は担当の獣医師さん1名現場監督でいらして、作業する方が6名民間委託でいらっしゃいます。あとはガスを取り扱う専門家の方が民間委託で1名いらっしゃるといって進めている。

処理方法ですが、感染農場42カ所、125万羽いたわけなんですけれども、その46%をコンポスト化、40%を焼却処分、14%を埋却で処理した。また、自主とう汰した、検査の結果陰性の鶏群が100万羽いるんですが、それはすべてコンポスト化したということ聞いてきております。

コンポスト化の方法というのは御承知かもしれませんが、鶏の死体と鶏糞をおがくずに混ぜて、ウイルスを不活化目的にする鶏舎内での堆肥化が「ステージ1」と言われているそうです。それとステージ1が終了したら堆肥を屋外に移して、今度は堆肥にするために、堆肥化を完成するための「ステージ2」という2段階からなっております。

それぞれ死体と鶏糞とおがくずを交互に重ねまして、堆肥全体の温度を上げて、温度が下がったら次のステージに進む。ステージ1は鶏舎内です。ステージ2は屋外に持ち出して、今度は本格的に堆肥化のための作業をする。それで発酵温度が大事ですので、50度の温度を維持しつつ、8週間で堆肥化が完了するということが述べられております。

次の41ページですが、カナダの場合は焼却処分もしております。どのようなことをしているかといいますと、広い土地があるということと、2時間ほど離れたところに旧鉱山がありまして、そこはかなり穴が掘られているところですが、そこを焼却場所に当てている。そこに鶏の死体を運び込みまして、北米で一般的な廃木を処分する処理方法なんだそうですが、エアカーテン送風機というのをを用いまして、空気の流れによって煙が広がるのを防ぎながら高温で焼却を可能にする仕組み、これは後ほど作成する報告書の中で述べられるんですが、このように煙が拡散しないように、なおかつ高温できちっと焼けるような方法をやっている。

手順でありますけれども、死体はビニール袋に入れる。あとは食肉用のダンボールで二重に梱包して、冷凍コンテナで運ぶ。運搬は、危険廃棄物輸送業者に依頼している。エアカーテン焼却法については、穴を掘って、さっき申し上げたエアカーテンの送風機を設置してやる。

埋却の方ですが、カナダは広いと言っても埋却に適した土地がなかったということで、20キロ離れた隣町まで持って行って焼却している。粘土層の土地に50m以上掘って埋めているそうです。これも運搬は、専用の業者に頼んでいる。

42ページでございますけれども、これはオランダの例ですが、オランダの場合にはCO₂ガスとCOガス、一酸化炭素ガスによる処分方法を行っています。特に使用ガスは有害ガスですので、取り扱いには専門の業者が行う。同じように密閉して配管設置して、トレーラーから液状のガスを流す。解除は安全が確認された段階で内部に入ることが可能となる。一酸化炭素ガスの取り扱いについては、細心の注意を払ってやるということです。作業員は、人数は大体3名ぐらいが従事して行う。

オランダの場合、2003年の発生の際には3060万羽処分しておりますが、感染農場が241カ所ございまして約600万羽、そのすべてを死亡獣畜の処理している化製場施設で行っております。これはオランダ国内に1カ所ですけれども、大きな化製処理施設で行っております。

発生農場以外の農場については、予防的殺処分を広範囲行った関係で、合計3000万羽となっておりますが、当該化製場の処理能力を大幅に超えておりますから、感染していないものについては、当該化製場の処理のほか、隣接するほかの国の化製処理施設で処理している。

あとは、焼くまでの間冷凍保管したり、特別な許可による埋却、焼却を行っている。オランダの場合、国土の関係上、たとえ自分の土地であっても死亡した家畜を埋めることは法律で禁止されておりますので、この場合は特別な事態でしたので、埋却が許されたという状況だそうです。

ただ、オランダの場合はEU規則にのっとっておりまして、化製処理後の副産物、死亡家畜の副産物については利用を行っていない。これは化製処理した後に、すべてセメント工場か発電所で焼却されて、セメントの原料にしたり発電のエネルギーにしているということです。

ただ、先ほど申しました埋却、直接焼却はどれくらいやったんだといいますと、約2%程度しかやっていないということで、例外的な処置としてやったということです。

以上、簡単ですけども概要を説明いたしました。

○喜田小委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に御質問、御意見がありましたらお願いします。

カナダは、粘土層50m以上掘削してビニールシートを敷いたんですか。

○衛生管理課

そうです。

○喜田小委員長

変なことをやりますね。カナダも世論がうるさいんですか。

○衛生管理課

そういうことではないようですね。

○喜田小委員長

何でビニールシートをやるのかよくわかりません。土に戻すのが自然で一番いいと思うんです。

○衛生管理課

ビニールシートにくるんで持ってきていますから、そのまま戻したというような説明しか受けてないんです。

○喜田小委員長

そういう意味ですか。ビニールシートを敷いてというのかと思ったんですが。

○衛生管理課

そんな形で50mも掘っていますので、その中に投げ込んだみたいな形になっているようです。50m自体がすごいことなんですけれども。

○喜田小委員長

50mもなぜ掘ったんですか。すごいですね。

○衛生管理課

山の斜面ですから、多分斜めに入れているからだと思うんですけども。

○喜田小委員長

山の斜面ですか。それは私たちが考えてもわからないけど。

○山口委員

その中でコンポスト化をやっていて、ステージ1というのは大体どのくらいの日数やっているんですか。

○衛生管理課

ここに書いてありますけど、日数というよりか、ステージ1は温度が上昇した後、下がるということで多少ずれがあって、どれくらいかちょっと確認してくるのを忘れたんですけども。ただ、ウイルスを殺す、不活化する目的でやっていますから、それなりの時間、確認もあると思いますから。

○寺門委員

温度50度というのはえらく低いんじゃないの。

○衛生管理課

華氏かもしれませんで、ちょっと。

○寺門委員

そうだろう。だって、普通コンポストは70度前後ですよ。私も家庭菜園やっているから。

○衛生管理課

これは確認させていただきます。

○衛生管理課

これは最低ラインなんでしょう。

○寺門委員

だけど、50度では低すぎないか。

○喜田小委員長

華氏だともっとおかしいんじゃないかな。もっと低い。50度かもしれないですよ。

○喜田小委員長

ウイルスは確実に不活化されますね。
よろしいですか。

○大槻委員

ちょっといいですか。今のコンポスト化したものは、その後の処理というのは。

○寺門委員

堆肥として使うんでしょう。

○衛生管理課

完全堆肥化にして。まだ今カナダは進行中ですから、調査に行った者は使っているところまでは確認していませんけど、堆肥にして使うことを前提につくっているそうです。

○大槻委員

日本で堆肥に使うのは難しいのでは。

○衛生管理課

ですから日本も、余り言っではいけないかもしれませんが、きちっとウイルスがなくなって、きちっとした堆肥をつくれれば。消毒薬を入れ過ぎないとか、最初から計画的につくれればいいと思うんです。それは我々に課された課題ですから、そこはきちっとしたものを示すればいいのかと思います。ただ、無用に消毒剤を山積みすればいいというものではなくて、そこは多分整理しなければいけないところだと思います。

○喜田小委員長

確かにおっしゃるとおりで、インテリジェントな自然の貴重なエネルギーですからね。アメリカ合衆国は多分裸で埋めて、鶏糞は全部肥料にしていますね。それからウイルスが広がる恐れは全くないので。

○寺門委員

ただ、京都の場合やはりコンポスト化しようとしたんでしょう、堆肥小屋に鶏糞と一緒に死んだやつをぼんぼん入れてたわけですよ。ただ、あそこは開放系なものだから、今度そこにカラスが入り込んで真っ黒けになっていたと。だから、本当はあそこもちゃんと閉鎖系の中でやればよかつたんだろうけどね。

○喜田小委員長

発生農場で自分が勝手にやるのでは困りますね。

○衛生管理課

先ほどの指針の中で示していますけれども、日本は別に焼却と埋却だけではなくて、発酵消毒という処理の仕方もありますから、そこをうまくできるようにして、防疫上問題のないやり方を早急に検討したいと思っております。

○山口委員

今の京都での鶏糞の上に石灰をまいて放置したのは、今の発酵というものに入るわけではないんですね。

○寺門委員

発酵なんかできないですよ。生石灰を何センチも厚くまいてますから。

○衛生管理課

カナダのやり方は、計画的におがくずと交互にまぜて、きちんと最初から堆肥にするという目的がありますから、そのスタートラインが違いますね。防疫の観点を守りつつ堆肥化するか、あるいはとにかく封じ込めるといふ違いだと思います。

○寺門委員

とにかく封じ込めようとするから、その後の処理をどうするんだという話になりますね。大変みたいですよ。

○喜田小委員長

よろしいでしょうか。

○山口委員

この報告書というのは、どういう形で、いつごろ出るんですか。

○衛生管理課

カナダの方はもう完成しております。オランダの方はまだ帰ってきたばかりで全部資料の整理はできていませんから、きょうのためにちょっとポイントを絞って整理してきただけです。委員のところにはもう大体完成したようなものを送っていると思うんですが、部屋が違うんですけど、まだ未定稿の部分も。

○喜田小委員長

よろしいですか。

本日の議題はこれで終了でございます。どうも御協力ありがとうございました。事務局から何かありますか。

○栗本衛生管理課長

どうもありがとうございました。

少し繰り返しになりますけれども、今後の段取りをちょっと御紹介させていただきたいと思います。防疫指針につきましては、いろいろ御指摘もありましたので、事務局の方で小委員長に御相談しながら最終的にまとめて、来週予定しております家畜衛生部会の方に諮らせていただきまして、そこで御了承が得られれば、しかるべき手続きを踏んで公表させていただくこととなります。

ワクチンの使用方針につきましては、生産者の意向、あるいは周辺状況を踏まえても、原則としては摘発・とう汰が困難な場合に限るといふことで整理させていただき、ただ、我が国の侵入リスクとかワクチンの性能試験の結果、生産者等の意見を踏まえて引き続き検討するということとさせていただきます。

それから、さらに具体的な使用方法につきましては、これは防疫指針とあわせて少し詳しい課長通知を考えておりますので、その中に盛り込めるような内容を今月中ということをお願いしておりまして、技術的な観点からの御意見をぜひいただきたいと思っております。

報告徴求につきましては、当分の間続けさせていただくということ、それから、家きん肉等の輸入条件につきましては、御報告させていただいたような考え方で検討を進めることとさせていただきたいと思っております。

それから、海外の例を今日御紹介させていただきましたが、こういったことにつきましても、何らかの形で広くお知らせするということ、防疫演習なども今後実施していきたいと思っておりますし、正しい理解の醸成ということも進めていきたいと思っております。

ります。今後ともいろいろと御助言をいただきたいと思います。

本当は最初に御紹介すべきだったんですけども、消費・安全局の参事官、7月2日付の人事異動でかわっております。伊地知参事官から最後に一言、あいさつをお願いします。

○伊地知参事官

最初にごあいさつしようと思ったんですけども、タイミングを逸しまして。1年ぶりにまた衛生関係の仕事のお手伝いをさせていただくことになりましたので、引き続きよろしくよろしくお願いいたします。

○栗本衛生管理課長

本日はどうもありがとうございました。

閉 会